暫定中等国語教科書(昭21)の研究

─ 『中等国語』(一·二·三), 『国語 四 』について ─

吉田裕久

(国語科教育研究室)

(昭和60年10月11日受理)

目次

はじめに

- 1. 暫定中等国語教科書編纂の背景と経過
 - 1. 中等国語教科書の史的推移
 - 2. 終戦直後の中等国語教科書事情
 - 3. 暫定中等国語教科書の成立
- Ⅱ. 暫定中等国語教科書の実態
 - 1. 暫定中等国語教科書の発行
- Ⅲ. 暫定中等国語教科書の特色
 - 1. 体裁
 - 2. 構造
 - 3. 前期教科書との関連
 - 4. 新教材

おわりに

はじめに

1946 (昭21) 年4月から1947 (昭22) 年3月までの一年間にだけ使用される予定で編纂・発行された教科書を、一般に「暫定教科書」と呼んでいる。国語教科書としては、国民学校(初等科・高等科)用、中等学校(中学校・高等女学校)用、師範学校用、青年学校用のものが、それぞれ編纂・刊行されている。これらのうち、国民学校初等科用国語教科書(『ヨミカタ』・『よみかた』・『初等科国語』)については、すでに報告した。(注1)そこで本稿では、前稿に続いて、中等学校(中学校・高等女学校)用国語教科書 — 『中等国語』(一・二・三)、『国語 四』 — を取りあげ、その実態と特色とを明らかにしていきたい。

I. 暫定中等国語教科書編纂の背景と経過

1. 中等国語教科書の史的推移

中等学校用教科書は、1886(明19)年、小学校の場合と同様、それまでの自由発行制度から検定制度へと移行した。「教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ経テ学校長之ヲ定ム」という「中学校令」の規定によるものであった。こうしてその後、半世紀余りもの長い間、中等学校用教科書は、検定教科書が用いられたが、1941(昭16)年には、用紙事情の悪化に伴い、各教科とも五種以内の教科書に限定されることになった。さらに1943(昭18)年、文部省は、「中等学校令」を公布し、その中で、「中等学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用図書ヲ使用スベシ」とうたい、ここに中等学校用教科書は、はじめて国定制となったのである。それに伴って、国語教科書としては、『中等国文』(1~5、男子用・女子用)、『中等文法』(1~3)、『中等漢文』(1~3)が編纂された。(註2)しかし、戦時下のため、これらの教科書は、ほとんど使用されないまま、やがて終戦を迎えたのである。

2. 終戦直後の中等国語教科書事情

終戦直後の中等国語教科書は、軍国主義・超国家主義など戦意昂揚にかかわる部分に墨をぬることから始まった。いわゆる墨ぬり教科書の出現である。この作業は、直接的には、1945(昭20)・9・20の「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」(通牒)に基づくものであった。ところが、中等学校にあっては、1945(昭20)年度は、同年3月に閣議決定された「決戦教育措置要項」(註3)によって、授業が停止されていた。そこで、終戦を迎え、にわかに授業が再開されることになっても、戦災によって学校は焼け、教室もなく、墨をぬろうにもその肝心の教科書を入手できない生徒が少なくなかった。さらに中等学校では、食糧増産への積極的協力、教練用銃兵器の引き渡し、修身・地理・国史科授業の停止など、教育の混乱状況は戦後もまた別の形で継続しており、とても落ち着いて学業に専念できるという雰囲気ではなかった。

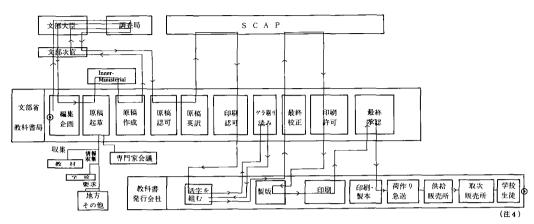
3. 暫定中等国語教科書の成立

そのような状況下、CIE(民間情報教育局,GHQの下部組織で,教育,宗教など,文化政策面を担当)と文部省とは,1945(昭20)年11月中旬になって,1946(昭21)年度は,とりあえず墨ぬり教科書から墨ぬり部分を削除して作成する暫定教科書で,そして1947(昭22)年度に新編纂の教科書を作成するという方向で,教科書行政を進めていくことを決定した。そして、この計画を初めて公にしたのは,「国民学校後期使用図書中ノ削除修正箇所ノ件」($1946 \cdot 1 \cdot 25$,発教14号)においてであった。この文書は,文字通り,いわゆる墨ぬりの追加を指示したものであったが,その第二項に,「昭和二十一年度使用教科書ノ件」として,初めて暫定教科書について,次のように言及されたのであった。

終戦後ノ新事態ニ即応スベキ各学校用新教科書ニ関シテハ本年中ニ新編纂ノ上明二十二 年度ヨリ之ヲ使用セシムル予定ヲ以テ目下之ガ準備中ナリ

尚<u>本年四月ョリ使用セシムベキ教科書ニ付キテハ取リ敢へズ暫定教科書ヲ編修シ之ヲ発</u> 行供給スルコトニシ目下之ガ進行過程ヲ極力促進シツツアリ

なお,暫定教科書の編纂・発行・供給の行程は,次に示すように,複雑なものになっていた。



こうして文部省教科書局では、暫定教科書の編纂作業とその英訳作業とが、短日月の間に錯綜して行われることになったわけである。慣れないことも加わって、それらの作業は、困難を極めたが、1946(昭21)年の新学期に間に合うよう渾身の努力が続けられたのである。

そして、1946年度の新学期開始とともに、文部省は、「新学期授業実施ニ関スル件」(1946・4・9、発教37号)を発し、この中で、授業実施にあたっての諸注意を促すとともに、暫定教科書の具体的な発行・供給計画を、次のように示した。(ここでは、中等国語教科書に関する部分を中心にして抄出する。)

3. 教科用図書ニ関スル事項

標記ノ事項ニ関シテハ別紙「昭和二十一年度使用教科用図書ノ発行供給要領」ニ依リ連 合国軍総司令部ノ許可ヲ受ケ暫定教科書ヲ発行供給スベキニ依リ周知方取計相成度

昭和二十一年度使用教科用図書ノ発行供給計画要領

- 1. 連合国軍総司令部ヨリ既ニ印刷発行ノ許可ヲ受ケ新学期早々供給教科書
 - (1)国定教科書
 - 口, 中等学校用教科書

中等国語男子用1, 2, 3, 女子用1, 2, 3

(2)検定教科書(中等学校用)

国語男子用4,女子用4

6. 中等学校第五学年用教科書

中等学校第五学年用教科書ニ関シテハ戦時中平常授業ノ実施困難ナリシ実情ニ鑑ミ従来ノ学習程度ヲ勘案シ新タニ<u>第五学年用教科書ハ編纂セザル</u>コトトシ本要領ニ依ル発行供給図書ニ付各学校ニ於テ適宜使用セシムルモノトス

- 8. 本要領ニ依ル教科書ノ外、従前ノ教科書ハー切使用シ得ザルモノトス
- 9. 本要領ニ依ル教科書ハ学校教員,生徒,児童ノ需給数供給ノ予定ニシテ其ノ奥付ニハ 必ズ「Approved by Ministry of Education」ノ記入アルモノトス 備考
 - 1. 本要領ニ依ル供給教科書ハ用紙事情及極メテ短時日ノ間ニ製造供給ヲ了シ可及的ニ教 材ヲ間ニ合ハセシガ為十六頁乃至三十二頁ノ折本ノママトシ分冊供給ノモノアリ第二 分冊以下ノモノハ逐次供給ノ予定トス

尚分冊ノ為生徒児童ノ取扱上ノ不便ト散逸トヲ防グ為各学校ニ於テハ適宜簡易製本等 ヲ指導セラレタキコト

2. 後期用教科書ハ其ノ使用期迄ニ供給ノ予定トス

中等国語教科書としては,男子用 — 1 · 2 · 3,女子用 — 1 · 2 · 3,(国定教科書)が,それぞれ第一学年から第三学年に,また『国語 四』 — 男子用·女子用(検定教科書)が第四学年に,いずれも新学期早々に供給されることが記されている。なお,第五学年用の教科書は,編纂・発行されないことをこの時点で明示しており,中等国語教科書としては,結局,第四学年までのものがその対象となっていたことがわかる。

Ⅱ、暫定中等国語教科書の実態

1. 暫定中等国語教科書の発行

暫定中等国語教科書の発行の実態を一覧表の形で、以下に示す。現在までに筆者が入手・ 把握したものを、教科書名・分冊・領野・本文ページ・定価・翻刻印刷日(GHQ検閲承認) ・翻刻発行日の観点から整理したものである。なお、暫定中等国語教科書は、男子用・女子 用として別々に編纂・発行された。その見分け方としては、教科書名の字体、ならびに右下 の教科書番号でもできるようになっていた。





(1) 男子用

教科書名	〔分冊〕	領 野	本文ページ	定価(銭)	翻刻印刷日 (GHQ検閲承認)	翻刻発行日
中等国語 一	〔前〕	国文篇	1~14	50	昭21・3・13	昭21 · 3 · 17
(11)	(中)	国文篇(つづき) 文法篇〈口語〉 漢文篇	15~16 1~34 1~12	120	21 · 6 · 24	21 · 6 · 28
	[後]	国文篇	1~28	75	21 · 8 · 2	21 · 8 · 6
中等国語 二	〔前〕	国文篇	1~14	50	21 · 3 · 26	21 · 3 · 30
(11)	(中)	国文篇(つづき) 文法篇〈ロ語〉(つづき)・〈文語〉 漢文篇	15~16 1~54 1~18	180	21 · 7 · 1	21 · 7 · 5
	〔後〕	国文篇	1~30	80	21 · 8 · 2	21 · 8 · 6

中等国語 三	〔前〕	国文篇	1~14	50	21 · 3 · 26	21 · 3 · 30
(11) (中)		国文篇(つづき) 文法篇〈文語〉(つづき) 漢文篇	15~17 1~36 1~36	180	21 · 7 · 1	21 · 7 · 5
	〔後〕	国文篇	1~23	75	21 · 8 · 2	21 · 8 · 6
国語 四 中等学	校男子用	国文篇・文法篇・漢文篇	1~61	200	21 · 3 · 7	21 · 3 · 11

(2) 女子用

教科書名	〔分冊〕	領 野	本文ページ	定価(銭)	翻刻印刷日 (GHQ検閲承認)	翻刻発行日
中等国語 一	〔前〕	国文篇	1~16	50	昭21・3・13	昭21・3・17
(12)	(中)	文法篇〈口語〉	1~34	95	21 · 6 · 24	21 · 6 · 28
中等国語 二	〔前〕	国文篇	1~14	50	21 · 3 · 26	21 · 3 · 30
(12)	(中)	国文篇(つづき) 文法篇〈ロ語〉(つづき)・〈文語〉	15 1 ~54	140	21 · 7 · 1	21 · 7 · 5
中等国語 三	〔前〕	国文篇	1~14	50	21 · 3 · 26	21 · 3 · 30
(12)	(中)	国文篇(つづき) 文法篇〈文語〉(つづき)	15~16 1~36	100	21 · 7 · 22	21 · 7 · 26
国語 四 中等学标	交女子用	国文篇・文法篇	1~36	150	21 · 3 · 7	21 · 3 · 11

一覧表に見られるように、暫定中等国語教科書は、先に示した「昭和二十一年度使用教科用図書ノ発行供給計画要領」に沿って、第三学年までは『中等国語』という名称で、男子用(教科書番号11)・女子用(教科書番号12)に分けて、それぞれ各学年三分冊(〔前〕・〔中〕・〔後〕、ただし女子用の〔後〕はいずれも欠)が国定教科書として、また第四学年用は、『国語四』という名称で、男子用・女子用が、検定教科書(中等学校教科書株式会社著)という形で、発行・供給されている。

この一覧表でまず注目されるのは、女子用において、いずれの学年も〔後〕編を欠いているということであるが、ここではその事実だけを指摘しておくこととし、詳細については、後述する(110ページ)ことにする。

各分冊と領野との関係は、男子用の場合、前編と後編とが国文篇にあてられ、中編が文法篇・漢文篇にあてられている。中編の最初にも国文篇がわずかのページ見られるが、これは、前編に入りきらなかった残りの部分を、続きの形で補充したものである。女子用の場合も、男子用にほぼ準じており、前編が国文篇、そして中編が文法篇にあてられているが、漢文篇は見当たらない。この点は、検定教科書の『国語 四』についても同様で、男子用 ― 国文篇・文法篇・漢文篇となっているのに対し、女子用 ― 国文篇・文法篇となっていて、やはり女子用には、漢文篇が収められていない。

本文ページ数 (表紙, 裏表紙, 奥付のページを除く) は、前編が14ページ (女子用「一」だけは16ページ)、中編がもっともボリュームがあって、それぞれ男子用 — 48、74、75、女子用 — 34、55、52ページ,そして後編が大体30ページ前後となっている。前編のページ数が極端に少なくなったのは、「昭和二十一年度使用教科用図書ノ発行供給計画要領」の備考1にあったように、「用紙事情及極メテ短時日ノ間ニ製造供給ヲ了シ可及的ニ教材ヲ間

ニ合ハセシガ為十六頁……」によるものであった。この点は、暫定国民学校用国語教科書の場合も同様で、その第一分冊は、六学年ともすべて13ページという薄いものになっている。この薄さに加えて、教材が未完のままの前編をあえて発行したその背景は、あくまで新学期の授業に間に合わせたいとするCIEと文部省との熱意の結果であり、義務感の表れでもあった。発行日は、各編ごとに見ると、次の表のように整理することができる(いずれも1946年を省略している)。

○男子用(教科書番号 11)

	(前)	(中)	〔後〕		
中等国語一	3 · 17	6 · 28	8 · 6		
中等国語二	3 · 30	7 · 5	8 · 6		
中等国語三	3 · 30	7 · 5	8 · 6		
国語四中等学校 男子用	3 · 11				

○女子用 (教科書番号 12)

	(前)	[中]	〔後〕
中等国語一	3 · 17	6 · 28	
中等国語二	3 · 30	7 · 5	
中等国語三	3 · 30	7 · 26	
国語四中等学校 女子用		3 · 11	

すなわち,前編と四学年用とはともに三月中に,もっとも遅い後編でも八月初旬には発行されたことになっている。こうして中等国語教科書は,八月の夏季休暇中には大体出そろう見込みが立ったものと思われる。国民学校国語教科書の後期用が十月から十一月末にかけてやっと発行されたのと比べてみれば,この暫定中等国語教科書が,いかに早いスピードで仕上げられたかがわかるであろう。中等国語教科書の場合,女子用の後編が刊行されなかったことを除くと,編纂・発行の仕事は、割合、順調に進んだように思われる。

なお, この暫定中等国語教科書を使用したのは, 次の表の世代 —— 1929(昭 4)・4~1934(昭 9)・3 生まれ —— であった。

誕 生 日	学 年	使用教科書名
1933・4・1~1934・3・31生まれ	中 1	「中等国語 一」
1932・4・1~1933・3・31生まれ	中 2	『中等国語 二』
1931・4・1~1932・3・31生まれ	中 3	「中等国語 三」
1930・4・1~1931・3・31生まれ	中 4	「国語 四」
1929・4・1~1930・3・31生まれ	中 5	?

2. 暫定中等国語教科書における各巻の教材

── 前後の教科書との関連・交渉を通して ──

暫定中等国語教科書に収載されている教材を、各巻ごとに、その前後の教科書との関連を 見ながら、以下に一覧表の形で示していく。

ここに言う前の教科書とは、1944(昭19)年度から使用された『中等国文』(一~五)『国文六』、『中等文法』(一~三)『中等漢文』(一~三)であり、また後の教科書とは、1947(昭22)年度から使用される『中等国語』(一(1)(2)(3)、二(1)(2)(3)(4)、三(1)(2)(3)(4))、『中等文法』(口語・文語)のことである。

なお表中,(11)-男子用,(12)-女子用,国一国文篇,図一文法篇,図一漢文篇,共一男女共通の教材,5-新教材, \Rightarrow 印は同一教材, \rightarrow 印は類似の教材を,それぞれ指す。また,1-1とは巻1・第1課、1-(1)-11とは巻1、第(1)分冊,第(1)1課を指すものとする。

(1) 男子用

『中等国語 一』〔前〕(11) 国文篇

『中等国文』(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教 材 名	(作者・出典)		次期『中等国語』
巻1-1課□⇒	巻1-1課≕>	1	富士の高嶺	(万葉集)	共	
1 −10 ⇒	1 −13⇔	2	親心	(雲萍雑志)〈注1〉	共	
1 4 =⇒		3	菖蒲の節供	(島崎春樹)		
1 − 7 ⇒		4	柿の花	(正岡子規)		
1 − 8 ⇒		5	涼み台	(寺田寅彦)〈注2〉		→ 1 -(11)- 1
2 − 2 ⇒		6	秋から春へ	(徳富健次郎)〈注3〉		

〈注1〉「約束の松」,「詩歌の道」,「一人の弟子」,「石臼の目」から成る。 〈注2〉「新星」,「線香花火」,「藤の実」から成る。なお次期『中等国語』では,最後の「藤の実」は削除されている。 〈注3〉「大海の日の出」,「寒星」,「寒月」,「彼岸」から成る。

「中等国語 一」〔中〕(II) (国文篇)·文法篇〔口語〕·漢文篇

ſ				1
	a 6	秋から春へ(つづき)		
『中等文法』(21)	篇・課	教 材 名		『中等文法 口語』
1-1>	図 1	国語	共	⇒ 1
1-2->	2	音声と文字	共	⇒ 2
$1-3 \longrightarrow$	3	文と文節	共	⇒ 3
$1-4 \longrightarrow$	4	文節と単語	共	⇒ 4
1 - 5>	5	自立語で活用の有るもの	共	⇒ 5
$1-6 \longrightarrow$	6	自立語で活用の無いもの()	共	⇒ 6
$1-7 \longrightarrow$	7	自立語で活用の無いもの仁)	共	⇒ 7
1 − 8 →	8	附属語で活用の有るもの	共	⇒ 8
1 − 9 ⇒	9	附属語で活用の無いもの	共	⇒ 9
1 −10=>	10	品詞分類	共	⇒ 10
1 -11>	11	口語動詞の活用(一)	共	⇒ 11
1 -12>	12	口語動詞の活用(二)	共	⇒ 12
1 -12>	13	口語動詞の活用臼	共	⇒ 13
1 −13=⇒	14	口語形容詞の活用	共	⇒ 14
1 -14>	15	口語形容動詞の活用	共	⇒ 15
1 - 附表 第一表 □ → 第二表 □ → 第三表 □ →		附表 第一表 口語動詞活用表 第二表 口語形容詞活用表 第三表 口語形容動詞活用表	共	附表
『中等漢文』(31)	篇・課	教材名 (作者・出典)		次期『中等国語』
	選 1	律詩二種 (藤田幽谷)〈注1〉		
	2	真為善者 (尾藤二洲)		
	3	真為学問者 (西山拙斎)		
	4	鏡 (十八史略)		
	5	七言絶句二題 (頼杏坪・高千里)(注2)		
	6	徳与財 (中村蘭林)		

吉 田 裕 久

7	常与変	(五井蘭洲)	
8	薊与馬之事	(増島蘭園)	
9	外盛則内衰	(広瀬旭荘)	
10	五言絶句二題	(高青邱・広瀬青村)(注3)	
11	述懷	(賴山陽)	
12	膏梁子弟	(安積艮斎)	
13	地動与潮雞	(安積艮斎)	

- 〈注1〉「暮春柳堤晩帰(五言)」(『幽谷詩纂』),「丙午早春過柳堤(七言)」(『幽谷詩纂』)から成る。 〈注2〉「江都客裡雑詩」(頼杏坪),「山亭夏日」(高千里)から成る。 〈注3〉「問梅閣」(高青邱),「春夜」(広瀬青村)から成る。

『中等国語 一』〔後〕(11) 国文篇

『中等国文』(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教 材 名	(作者・出典)	次期『中等国語』
	1 −附(4)⇒>	a 1	最低にして最高の道	(高村光太郎)	
		2	私設大使	(山本勇造) 筋	
	2 − 9 ⇒	3	測量生活	(武藤勝彦)	
2 −11→	2 - 4>	4	尊徳先生の幼時	(富田高慶)	
	2 − 6 ⇒	5	俳句への道	(富安謙次)	
2 − 3 ⇒		6	一門の花	(平家物語)〈注1〉	⇒ 2 −(1)− 6
1 − 5 →	2-8->	7	姫路城 (『小学国記	語読本』巻12-10課)	
2 - 4>		8	すすきの穂 (良寛・	・大隈言道・橘曙覧/〈注2〉	
2 − 5 →		9	湖畔の冬	(久保田俊彦)	
2 −10 →		10	創始者の苦心	(蘭学事始)	⇒ 1 −(2)− 4
		11	言葉の遣ひ方	(玉井幸助)	

- 〈注1〉「故郷の花」,「青山の琵琶」から成る。 〈注2〉良寛-4首,大隈言道-3首,橘曙覧-7首から成る。

『中等国語 二』〔前〕(11) 国文篇

「中等国文」(11)	「中等国文」(12)	篇・課	教 材 名	(作者・出典)		次期『中等国語』
4 − 1 →	(3-1)	a 1	豊の年	(万葉集)〈注1〉	共	
4 − 2 ⇒	3 − 2 ⇒	2	大国主神	(古事記)		
4 −11→	3 −14 →	3	道	(芳賀矢一)		
3 −10 ⇒	3 − 9 ⇒	4	心の小径	(金田一京助)	共	⇒ 1 −(2)− 3
4 −10 →	4 – 4 ⇒	5	高名の木のぼり	(徒然草)〈注2〉	共	
4 − 5 ⇒	4 − 5 →	6	月天心	(蕪村)		
4 − 6 ⇒	4 −10 ⇒	7	樹氷の世界	(中谷宇吉郎)	共	
3 −11 →		8	学者の苦心	(芳賀矢一)		

- 〈注1〉「天ざかるひなの長道ゆこひ来れば明石の門より大和島見ゆ」(柿本人麻呂), 他8首。 〈注2〉「高名の木のぼり」(109段),「水車」(51段),「榎の木の僧正」(45段),「植うること」(224段),「兵仗の難」(146 段),「馬乗り」(85段),「二つの矢」(92段) から成る。次期『中等国語』3 −(3)−5 「随筆二題」2 「徒然草」 には,「ある人,弓射ることを習ふに」(92段),「高名の木のぼり」(109段),「一道に携はる人」(167段),「人の ものを問ひたるに」(234段) が収められている。なお,暫定中等国語教科書には,『中等国語 三』〔前〕(男子用 ・女子用とも)にも『徒然草』からの教材が見られる。(104,107ページ参照)

「中等国語 二」〔中〕(川) (国文篇)・文法篇〈口語〉(つづき)〈文語〉・漢文篇

		I	1	
	8	学者の苦心(つづき)		
『中等文法』(21)	篇・課	教 材 名		『中等文法 口語』
1 −15→	図 1	口語助動詞の接続と活用()	共	⇒ 16
1 −15, 16→	2	口語助動詞の接続と活用仁)	共	⇒ 17
1 −16→	3	口語助動詞の接続と活用目	共	⇒ 18
1 −17→	4	口語助詞の種類と用法	共	⇒ 19
1 一附表		附表		附表
第四表ᢏ⇒		第一表 口語助動詞活用表		⇨⇒第四表
第五表⊏⇒		第二表 口語助動詞接続表	共	⊏⇒第五表
第六表⇐⇒		第三表 口語助詞接続表		➡第六表
『中等文法』(21)	篇・課	教 材 名		『中等文法・文語』
2-1->	囡 1	文語とその文法	共	⇔ 1
2-2->	2	自立語で活用の有るもの	共	⇒ 2
$2-3 \longrightarrow$	3	自立語で活用の無いもの	共	⇒ 3
2 - 4>	4	附属語で活用の有るもの	共	⇒ 4
2 − 5 ⇒	5	附属語で活用の無いもの	共	⇒ 5
2 − 6 →	6	文語動詞の活用(一)	共	⇔ 6
2 − 7 →	7	文語動詞の活用(二)	共	⇒ 7
2 - 8>	8	文語形容詞の活用	共	⇒ 8
2 - 9>	9	文語形容動詞の活用	共	9
2一附表		附表		附表
第一表⇨→		第一表 口語及び文語動詞活用表	١.,	➡第一表
第二表ᢏ⇒		第二表 ロ語及び文語形容詞活用表	共	➡第二表
第三表⇐⇒		第三表 ロ語及び文語形容動詞活用表		➡第三表
『中等漢文』(31)	篇・課	教 材 名 (作者・出典)		
2 − 1 ⇒	箧 1	学習 (論語)		
$2-2 \longrightarrow$	2	立志 (論語)		
2 − 4 ⇒	3	芸 苑 (大日本史その他)〈注1〉		
2 − 7 →	4	成語 〈注2〉		

[《]注1》「大日本史』から「島神賡和」・「書馬之蹄有泥」・「博雅篤志」・「伐樹賞月」・「歌之佳処在得大体而巳」・「定家用心作歌」・「吹笙于足柄山」の他、唐詩から「静夜思」(李白)・「雑詩」(王維)・「芙蓉樓送辛漸」(王昌令)・「江南春」(杜牧)・「山房春事」(岑参)・「早発白帝城」(李白)・「山行」(杜牧)・「偶成」(朱熹)が採られている。
《注2》千羊之皮不如一狐之腋、寧為鶏ロ無為牛後、膠柱鼓瑟、推赤心置人腹中、有志者事竟成、書虎類物、不入虎穴不得虎子、多多益弁、宋襄之仁、臥薪嘗胆、四面楚歌、遼東豕、髀裏肉生、以上13

の故事成語から成る。

吉 裕 久 田

『中等国語 二』〔後〕(11) 国文篇

「中等国文」(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教 材 名	(作者・出典)	次期『中等国語』
	3 −17 ⇒	1	昭憲皇太后御作 禁庭の野分		
		2	興国の樅	(内村鑑三)	
		3	水の美	(川合芳三郎) 新	
		4	文章雑話	(島崎春樹)	
		5	光	(笹沢美明) 新	
		6	窓	(岸田日出刀) <mark>新</mark>	
		7	ジョン=ワナメーカー	(郡山幸男) 📆	
	4 −13 ⇒	8	百済観音の思ひ出	(野間清六)	
		9	安井夫人	(森 鷗外)	
		10	学びの道	(本居宣長)	

『中等国語 三』〔前〕(11) 国文篇

『中等国文』(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教材名	(作者・出典)		次期『中等国語』
5 − 1 ⇒	5-1 ⇒	国 1	若 菜	(古今和歌集)(注1)	共	→ 2 −(3)− 7 「ひさかたの」
5 − 2 ⇒	5 − 2 ⇒	2	やまとうた	(紀貫之)(注2)	共	
5 − 3 ⇒	5 − 3 →	3	春は曙	(枕草子)(注3)	共	→ 『高等国語』2上 →2. 「枕草子抄」
5 −15 ⇒	5 −14⇔	4	先 達	(徒然草)〈注4〉	共	
5 −16 ⇒ 6 −14 ⇒	5-17⇒ 6-12⇒ 〈注5〉	5	奥の細道	(松尾芭蕉)〈注 6 〉	共	→『高等国語』3上 →1.「奥の細道抄」
5 −17 ⇔	5 −18=>	6	固有の偉大さ	(和辻哲郎)	共	

- 〈注1〉『古今和歌集』から、『春日野のとぶ火の野守いでてみよ今いくかありて若菜摘みてむ」(よみ人知らず)他11首。
- 次期『中等国語』では、これらを中心にして、9首から成り、前文がつけられている。 〈注2〉『古今和歌集』序文。 〈注2〉『古今和歌集』序文。 〈注3〉『枕草子』から、1 「春は曙」、2 「正月十日」、3 「四月の晦日に」、4 「五月ばかり山里にありく」、5 「九月ば | 144年「」 かり、1 | 香心噌」、2 | 止月干日」、3 | 上月の曜日に」、4 | 五月はかり山里にめりく」、5 | 九月はかり」、6 「月のいと明かきに」、7 「降るものは」、8 「にくきもの」、8 章から成る。次期『中等国語』 3 -(3) -5 [随筆二題』には、「春はあけぼの」と「木の花」が採られている。なお、『高等国語』 2 \pm 2 - 2 「枕草子抄」には、1 「正月十日」、2 「四月の晦日に」、3 「五月ばかり山里にありく」、4 「九月ばかり」、5 「月のいと明かきに」、6 「虫は」、7 「降るものは」、8 「雪いと高く降りたるを」、9 「にくきもの」、10 「うつくしきもの」、以上の10章が載せられている。こうして見ると、本課は、むしろ『高等国語』の方に引き継がれていったと見る べきであろう。
- べきであろう。
 〈注 4〉『徒然草』から、1 「仁和寺にある法師」(52段)、2 「能をつかんとする人」(150段)、3 「貝を覆ふ人の」(171段)、4 「或る者、子を法師になして」(188段)、5 「一道に携はる人」(167段)、6 「平宣時朝臣」(215段)。次期『中等国語』3 (3) 5 「随筆二題」2 「徒然草」には、「ある人、弓射ることを習ふに」(22段)、「高名の木のぼりといひしをのこ」(109段)、「一道に携はる人」(167段)、「人のものを問ひたるに」(234段)が採られている。〈注 5〉「6 14」「6 12」は、検定教科書『国文 六』(男子用・女子用、中等学校教科書株式会社)からの意である。〈注 6〉『奥の細道』から、「門出」・『白河』・『松島』・『平泉』・「立石寺』・「最上川」・『 家潟」の章段が採ら
- れている。

暫定中等国語教科書(昭21)の研究

「中等国語 三」〔中〕(川) (国文篇)・文法篇〈文語〉(つづき)・漢文篇

	6	固有の偉大さ(つづき)	共	
『中等文法』(21)	篇・課	教 材 名		『中等文法 文語』
2 −10→	図 1	文語助動詞の接続と活用(-)	共	⇒ 10
2 −11 →	2	文語助動詞の接続と活用(二)	共	⇒ 11
2 -12>	3	文語助動詞の接続と活用目	共	⇒ 12
2 −13>	4	文語助動詞の接続と活用四	共	□⇒ 13
2 -14>	5	文語助詞の種類と用法	共	⇒ 14
2 - 附表 第一表 □ → 第二表 □ → 第三表 □ →		附表 第一表 ロ語及び文語助動詞活用表 第二表 ロ語及び文語助動詞接続表 第三表 ロ語及び文語助詞接続表	共	附表
『中等漢文』(31)	篇·課	教 材 名		次期『中等国語』
3 − 4 ⇒	選 1	教 学 〈注1	>	
3 − 5 ⇒	2	史鑑 〈注2	>	
3 − 6 ⇒	3	詞 苑 〈注3	>	
3 − 7 ⇒	4	論孟抄 〈注 4	>	

- 〈注1〉「送安井仲平東遊序」(塩谷世弘),「教條示龍場諸生」(王守仁),「孝道」(孝経),「諸家家訓」(小

- (在1) | 送安开仲平東海丹」(塩合世弘), | 教條示龍場諸生」(土守仁), | 孝道」(孝経), | 請家家訓」(小学), 「勧学文」(朱熹), 「桂林荘雑誌示諸生」(広瀬建) から成る。
 〈注2〉「伯夷頌」(韓愈), 「任俠二則」〈予譲報仇, 荊軻使於秦〉(十八史略), 「易水送別」(駱賓王), 「蘇武持節」(蒙求), 「蘇武」(李白), 「以至誠治天下」(十八史略) から成る。
 〈注3〉「五柳先生伝」(陶潜), 「桃花源記」(陶潜), 「村夜」(白居易), 「胡笳歌送顔真卿使赴河隴」(岑参), 「黄鶴樓送孟浩然之広陵」(李白), 「楓橋夜泊」(張継), 「朗詠」(倭漢朗詠集) から成る。
 〈注4〉「論語』と『孟子』からの抜粋。次期『中等国語』では, これらに類するものとして, 2-(4)-11 に「孔子とそのことば」, また3-(4)-12に「孟子とその主張」が, それぞれ書き下し文の形で収めたりましている。 められている。

『中等国語 三』〔後〕(11) 国文篇

『中等国文』(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教材名	(作者・出典)	次期『中等国語』
5 − 9 →	5 − 8 →	1	天の香具山	(新古今和歌集)(注1)	⇒ 3 −(1)− 1
	5 − 6 ⇒	2	あづまぢ	(更級日記・十六夜日記)(注2)	
		3	千曲川旅情の歌	(島崎春樹)	
		4	みかん	(芥川龍之介)(注3)	⇒ 1 -(2)- 7
		5	心と言葉	(和辻哲郎)	
5 −10 ⇒	5 −11 ⇒	6	敷島の道	(増鏡)〈注4〉	
5 − 5 ⇔ 6 − 4 ⇔	5 – 5 ⇔	7	恩賜の御衣	(大鏡)	
		8	オリンピック大会	(山川建)	
		9	雪の研究	(中谷宇吉郎) 新	
5 − 4 →	5 −13 →	10	国文学の伝統	(芳賀矢一)	

- 〈注1〉『新古今和歌集』から「ほのぼのと春こそ空に来にけらし天の香久山かすみたなびく」(後鳥羽天皇),他10首。〈注2〉『更級日記』と『十六夜日記』のそれぞれ冒頭部分。〈注3〉次期『中等国語』では,1-(2)-7「小品二題」に「かくれんぼう」(志賀直哉)とともに収められている。〈注4〉「おどろの下」,「新島もり」の二数材から成る。

[国語 四 中等学校男子用』国文篇・文法篇・漢文篇

6-5 ⇒ 3 賀 宴 (源氏物語)〈注2〉 共 4 源氏物語論 (本居宣長) 共 6-5 ⇒ 6-6 ⇒ 5 自良の浜 (催馬楽・梁塵秘抄)〈注3〉 共 6-9 ⇒ 6 水屋の働き (奥田正造) 共 7 年来稽古 (世阿弥)〈注4〉 共 ⇒ [高等国語]3]						
6-2→ 6-2→ 2 白 珠 (万葉集)(注1) 共 → 6 「万葉集抄」 6-5 ⇔ 3 賀 宴 (源氏物語)(注2) 共 4 源氏物語論 (本居宣長) 共 6-5 ⇔ 6-6 ⇔ 5 白良の浜 (催馬楽・梁塵秘抄)(注3) 共 6-9 ⇔ 6 水屋の働き (奥田正造) 共 7 年来稽古 (世阿弥)(注4) 共 → 6 「再来稽古」 6-15→ 6-13→ 8 一筋の道 (類原退蔵) 共 「中等文法」(21) 篇・課 数 材 名 「中等文法 文語」 3-1→ 図 1 文節の構造 共 ⇒ 15 3-2 ⇔ 2 文節と文節との関係 共 ⇒ 16 3-3→ 3 文の構造 共 ⇒ 16 [漢文 四」 篇・課 数 材 名 次期 [中等国語] 2 ⇔ 図 1 論 学 (注5) 3 ⇔ 2 経 国 (注6) 4 → 3 気 節 (注7)	【国文六 精幣】	「国文六 鈞쒦」	篇・課	教 材 名 (作者・出典)		次期『中等国語』
6-5 ⇒ 3 質 宴 (源氏物語)〈注2〉 共 6-5 ⇒ 6-6 ⇒ 5 白良の浜 (催馬楽・梁塵秘抄〉〈注3〉 共 6-5 ⇒ 6-9 ⇒ 6 水屋の働き (奥田正造) 共 7 年来稽古 (世阿弥)〈注4〉 共 ○「高等国語]3]	$6-1 \longrightarrow$	6-1->	a 1	倭建命 (古事記)	共	
6-5 ⇒ 3 質 宴 (源氏物語)〈注2〉 共 6-5 ⇒ 6-6 ⇒ 5 白良の浜 (催馬楽・梁塵秘抄〉〈注3〉 共 6-5 ⇒ 6-9 ⇒ 6 水屋の働き (奥田正造) 共 7 年来稽古 (世阿弥)〈注4〉 共 ○「高等国語]3]	$6-2 \longrightarrow$	6-2->	2	白 珠 (万葉集)〈注1〉	共	→ 『高等国語』2上 → 6 「万葉集抄」
6-5 ⇒ 6-6 ⇒ 5 白良の浜 (催馬楽・梁塵秘抄)(注3) 共 6-9 ⇒ 6 水屋の働き (奥田正造) 共 7 年来稽古 (世阿弥) (注4) 共 ⇒ [高等国語]3 6-15 → 6-13 → 8 一筋の道 (額原退蔵) 共 「中等文法」 (注4) 篇・課 数 材 名 「中等文法 文語」 3-1 → 図 1 文節の構造 共 ⇒ 15 3-2 ⇒ 2 文節と文節との関係 共 ⇒ 16 3-3 → 3 文の構造 共 ⇒ 16 「漢文 四」 篇・課 数 材 名 次期 「中等国語」 2 ⇒ 図 1 論 学 (注5) 3 ⇒ 2 経 国 (注6) 4 → 3 気 節 (注7)		6 − 5 ⇒	3	賀 宴 (源氏物語〉〈注2〉	共	
6-9 ⇒ 6 水屋の働き (奥田正造) 共			4	源氏物語論 (本居宣長)	共	
7 年来稽古 (世阿弥) (注4) 共 → 「高等国語」3 6-15→ 6-13→ 8 一筋の道 (類原退蔵) 共 『中等文法』は)篇・課 数 材 名 『中等文法 文語』 3-1→ 図 1 文節の構造 共 ⇒ 15 3-2⇒ 2 文節と文節との関係 共 ⇒ 16 3-3→ 3 文の構造 共 ⇒ 17 3-4→ 4 文の種類 共 ⇒ 18 『漢文 四』篇・課 数 材 名 次期『中等国語』 2 ⇒ 図 1 論 学 (注5) 3 ⇒ 2 経 国 (注6)	6 − 5 ⇒	6 − 6 ⇒	5	白良の浜(催馬楽・梁塵秘抄)(注3)	共	
6-15→ 6-13→ 8		6 − 9 ⇒	6	水屋の働き (奥田正造)	共	
6-15→ 6-13→ 8			7	年来稽古 (世阿弥) (注4)	共	⇒ 『高等国語』3上 ⇒ 6 「年来稽古
3-1→ 図 1 文節の構造 共 ➡ 15 3-2➡ 2 文節と文節との関係 共 ➡ 16 3-3→ 3 文の構造 共 ➡ 17 3-4→ 4 文の種類 共 ➡ 18 「漢文 四」 篇・課 数 材 名 次期「中等国語」 2 ➡ 図 1 論 学 〈注 5〉 3 ➡ 2 経 国 〈注 6〉 4 → 3 気 節 〈注 7〉	6 −15→	6 −13→	8	一筋の道 (潁原退蔵)	共	
3-2 ⇒ 2 文節と文節との関係 共 ⇒ 16 3-3 → 3 文の構造 共 ⇒ 17 3-4 → 4 文の種類 共 ⇒ 18 「漢文 四」 篇:課 数 材 名 次期『中等国語』 2 ⇒ 図 1 論 学 〈注5〉 3 ⇒ 2 経 国 〈注6〉 4 → 3 気 節 〈注7〉		『中等文法』(21)	篇・課	教 材 名		『中等文法 文語』
3-3→ 3 文の構造 共 ⇒ 17 3-4→ 4 文の種類 共 ⇒ 18 「漢文 四」 篇·課 数 材 名 次期「中等国語」 2 ⇒ 図 1 論 学 〈注5〉 3 ⇒ 2 経 国 〈注6〉 4→ 3 気 節 〈注7〉		3 − 1 →	図 1	文節の構造	共	⇒ 15
3-4→ 4 文の種類 共 ⇒ 18 『漢文 四』 篇·課 数 材 名 次期『中等国語』 2 ⇒ 國 1 論 学 〈注 5〉 3 ⇒ 2 経 国 〈注 6〉 4 → 3 気 節 〈注 7〉		3 − 2 ⇒	2	文節と文節との関係	共	⇔ 16
「漢文 四」 篇·課 数 材 名 次期 「中等国語」 2 ⇒ 図 1 論 学 〈注 5 〉 3 ⇒ 2 経 国 〈注 6 〉 4 → 3 気 節 〈注 7 〉		3 − 3 →	3	文の構造	共	
2 ⇒ 國 1 論 学 〈注5〉 3 ⇒ 2 経 国 〈注6〉 4 → 3 気 節 〈注7〉		3 − 4 →	4	文の種類	共	⇒ 18
3 ⇒ 2 経 国 〈注6〉 4 → 3 気 節 〈注7〉		「漢文 四」	篇・課	数 材 名		次期「中等国語」
4 → 3 気 節 〈注7〉		2 ⇒	> 1	論 学 〈注5〉		
		3 ⇒	2	経 国 〈注6〉		
6→ 4 文 藻 〈注8〉		4>	3	気節 〈注7〉		
		6 →	4	文 藻 〈注8〉		

- 〈注1〉『万葉集』から,「夕されば小倉の山に鳴く鹿はこよひは鳴かずいねにけらしも」(舒明天皇),他17首。ここに収

- 〈注 1〉 「万葉集』から、「夕されば小倉の山に鳴く鹿はこよひは鳴かずいねにけらしも」(舒明天皇),他17首。ここに収められたものから11首が、次期「高等国語』2上−6「万葉集抄」に引き継がれている。
 〈注 2〉 「紅葉賀」,「花宴」の2章から成る。
 〈注 3〉 「紀伊国」,難波の海」,(以上「催馬楽』),「岩もる水」,「遊ぶ子供」(以上「梁塵秘抄』)から成る。
 〈注 4〉 「国語』(1934・12,岩波書店)の最終教材(巻10第20課)に「生涯稽古」(西尾実)という文章がある。これは,世何弥の「年来稽古」を解説した文章である。「国語四」では,その部分が原文で示されている。内容的には重複するが、文章は異なるという意味で、ここでは新教材の扱いとしておく。
 〈注 5〉 「論学示家塾諸生」(古賀煜),「学問・事業不殊其効」(藤田彪、『弘道館記述義』)(白鹿洞書院掲示」(朱熹),「論東漢教化」(司馬光「資治通鑑』)から成る。
 〈注 6〉 「為政(徳)(『論語』),「王道」(「孟子』),「以修身為本」(『大学』),「九経」(『中庸』)から成る。
 〈注 7〉 「大丈夫」(孟子),「熟窩記」(方孝孺)から成る。
 〈注 8〉 「唐ウ文藩 「那珂福世『支那涌史』)、「後出集」(朴甫、『唐詩選』)、「京江頭」(同前),「把酒問月」(李白、『唐詩

(2)女子用

『中等国語 一』〔前〕(12) 国文篇

『中等国文』(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教材名	(作者・出典)		次期『中等国語』
1 − 1 ⇒	1-1 ⇒	a 1	富士の高嶺	(万葉集)	共	
1 −10⇔	1 −13=>	2	親心	(雲萍雑志)(注1)	共	
	1 − 6 ⇒	3	三坪の土地あらん	ゴ (五十嵐力)(注2)		
	1 - 8 =⇒	4	野 鳥	(中西悟堂)〈注3〉		
	1 −10=⇒	5	夏二題 (徳冨健次郎・寺田寅彦/〈注4〉		
	1 −11⇔	6	木 霊	(中川善之助)		

暫定中等国語教科書(昭21)の研究

- 〈注1〉「約束の松」,「詩歌の道」,「一人の弟子」から成る。 〈注2〉「馬鈴薯」,「三坪の土地あらば」から成る。 〈注3〉「郭公と「ほととぎす」」,「「もず」の子」から成る。 〈注4〉「夕立」(徳冨健次郎),「線香花火」(寺田寅彦)から成る。

『中等国語 一』(中)(12) 文法篇〈口語〉

引用者注:男子用 — 『中等国語 ー』 (中) (ロ) — の うち, 〔文法篇〕に同じ→→101ページ参照

『中等国語 二」〔前〕(12) 国文篇

「中等国文」(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教 材 名	(作者・出典)		次期『中等国語』
4 − 1 →	(3-1)	a 1	豊の年	(万葉集)〈注1〉	共	
3 −10 ⇒	3 − 9 ⇒	2	心の小径	(金田一京助)	共	⇒ 1 −(2)− 3
	3 − 6 ⇒	3	舟 路	(島崎春樹)		
-	3 − 8 ⇒	4	涼 風	(芭蕉・一茶)(注2)		
	3 −13 ⇒	5	左の手	(富士谷御杖)		
4 −10→	4 − 4 ⇒	6	高名の木のぼり	(徒然草)	共	→ 3 -(3)- 5
	4 − 6 ⇒	7	勤子内親王と和名抄	(新村出)		
4 − 6 ⇒	4 −10⇔	8	樹氷の世界	(中谷宇吉郎)	共	

〈注1〉男子用(『中等国語 二』〔前〕)9首の中より、「あしひきの山河の瀬の響るなべに弓月が嶽に雲立ちわたる」(柿本人麻呂)、「み吉野の象山の際の木末にはここだもさわぐ鳥の声かも」(山部赤人)の2首を欠き、それらに代え て、「桜田へ鶴鳴きわたる年魚市潟潮干にけらし鶴鳴きわたる」(高市黒人)を補っている。 〈注2〉「十八樓記」(芭蕉),「子宝」(一茶)から成る。

『中等国語 二』〔中〕(12) 文法篇〈口語〉(つづき)・〈文語〉

引用者注:男子用 — 『中等国語 二』 [中] (11) — の うち, 〔文法篇〕に同じ→103ページ参照

『中等国語 三』〔前〕(12) 国文篇

『中等国文』(11)	『中等国文』(12)	篇・課	教 材 名	(作者・出典)		次期『中等国語』
5 − 1 ⇒	5 − 1 ⇒	a 1	若 菜	(古今和歌集)	共	
5 − 2 ⇒	5 − 2 ⇒	2	やまとうた	(紀貫之)	共	
5 − 3 →	5 − 3 ⇒	3	春は曙	(枕草子)(注1)	共	→ 3 -(3)- 5
	5 −10 ⇒	4	花に寄する心	(木村素衛)		
5 −15⇔	5 −14=>	5	先 達	(徒然草)〈注2〉	共	
5 −16 ⇒ 6 −14 ⇒	5 −17 ⇒ 6 −12 ⇒	6	奥の細道	(松尾芭蕉)	共	⇒『高等国語』3上 ⇒1. 「奥の細道抄」

- 〈注1〉男子用(『中等国語 三』〔前〕) 8章のうち, 2, 3, 5, 6を欠き, それらに代えて, 「虫は」, 「雪いと高く降
- りたるを] を補っている。6 章から成っている。 〈注 2 〉 男子用(『中等国語 三』〔前〕6 章に、さらに「人のものを問ひたるに」(234段)、「久しく隔たりて会ひたる人の」(56段)を補い、8 章から成る。

『中等国語 三』〔中〕(12) 文法篇〈文語〉(つづき)

男子用 — 「中等国語 三」〔中〕(11) — の うち、〔文法篇〕に同じ→105ページ参照

『国語 四 中等学校女子用』国文篇·文法篇

男子用 — 『国語 四 中等学校女子用』 — の うち, 〔国文篇〕〔文法篇〕〔〔漢文篇〕を除く)に同じ → 106ページ参照

Ⅲ、暫定中等国語教科書の特色

暫定中等国語教科書の特色を, 1. 体裁, 2. 構造, 3. 前期教科書との関連, 4. 新教材, 以上の四つの観点から検討していく。

1. 体裁

暫定中等国語教科書は、検定教科書である『国語 四』(男子用・女子用とも)を除いて、国定教科書の『中等国語』(一~三、〔前〕〔中〕〔後〕)は、いずれも表紙・裏表紙を欠いており、いわゆる中表紙にあたるものが表紙の代りを果たしている。



- 「国語四」の中表紙-



- 「国語四」の表紙-



- 「中等国語」の表紙-

『中等国語』(一~三,〔中〕〔後〕)では、その(中)表紙の裏ページに奥付、三ページ目が目録(いわゆる目次)、その後から本文が始まっている。ただ〔前〕だけは、目録と奥付とが表紙裏のページにまとめられ、三ページから本文になっている。こうして奥付が教科書の冒頭部分に収められたのは、近代国語教科書史上、おそらくこの暫定教科書が、最初で最後であろう(『国語 四』の奥付は通常の場所)。

暫定中等国語教科書(昭21)の研究









一「中等国語」中・後編一

一「中等国語」前編一

なお奥付には、いずれの暫定教科書にもすべて、総司令部の検閲済を意味する

APPROVED BY MINISTRY OF EDUCATION (DATE — — 1946)

という表示が付されている。

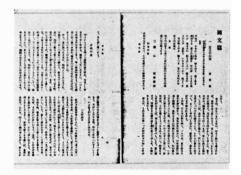
本文は、国文篇・文法篇が二段組み、漢文篇だけが一段で組まれている。(『国語 四 中等学校用男子用』は、漢文篇も二段組み)。しかも本文には、挿絵・写真・カットの類が一葉も含められてなく、整然と活字が並べられているだけであり、味気なさを禁ずることはできない。



「国語 四 中等学校 男子用」漢文篇



『中等国語 二 』 〔中〕漢文篇



「中等国語 一」〔前〕国文篇

しかし、当時の尋常でない諸々の状況を思えば、これが精一杯の姿であった。二段組みになって活字が小さくなり(五号活字)、確かに読みにくくはなったが、これが用紙不足をいくらかでも緩和させることになったし、また、挿絵・写真・カットが無いため、いくぶんか理解が困難になったかもしれないが、これが短時日の編集、そして印刷には、大きなメリットとなったのである。

また,前編で完結しないで,中編にまたがって存在する教材があることをすでに指摘したが,いかに続編が予定されているとはいえ,未完の教科書(しかも国定教科書)が刊行されたということは,やはり前代未聞のことであった。

しかし、以上の特色は、決してひとり中等国語教科書だけのものではなく、暫定教科書全

体がそうであった。(『中等数学』などには図表が入っているものもある。) その意味から言えば、この貧困なる体裁は、国語教科書にあっても例外ではなかったという方が、より正確かもしれない。

2. 構造

暫定中等国語教科書の構造については、先にも触れたように、一学年、〔前〕〔中〕〔後〕 の三分冊から成ることを基本としている。そして、それらと対象領域との関係は、次のとお りである。

	男 子 用	女 子 用
(前)	国文篇	国文篇
(中)	文法篇・漢文篇	文法篇
[後]	国文篇	〈国文篇〉
『国語 四』	国文篇・文法篇・漢文篇	国文篇・文法篇

1943 (昭18) 年 3 月25日に示された「中学校教科教授及修練指導要目」,及び「高等女学校教科教授及修練指導要目」によれば、戦前の中等学校国語科(正確には国民科国語)では、講読(国文・漢文),文法、作文、話方が課せられることになっていた。そして、この規定に基づいて、国語教科書としては、『中等国文』・『中等文法』・『中等漢文』が編纂・発行されつつあったその最中、終戦を迎えたのであった。

暫定中等国語教科書は、戦前のように、領域ごとの教科書こそ作成されなかったものの、国文篇を中心にして文法篇、漢文篇を配置するという方法は、上記路線を基本的に踏襲したものであった。ただ女子用の漢文 — 従来は第三学年から課せられることになっていた — は、この暫定中等国語教科書においては削除されたため、この点は、大きな変化となった。

また、暫定中等国語教科書は、従前にならって、男子用・女子用(中学校用・高等女学校用)が、それぞれ別々に発行されたが、その距離は、次第に縮まる傾向にあった。男子用・女子用という性別の観点から、この暫定中等国語教科書における教材の異同について見てみると、次のようになっている。

前 編 — 2/6 (『中等国語 — 』), 4/8 (『中等国語 二 』), 5/6 (『中等国語 三 』), 以上, 合計11/20 (55%) が共通教材

中 編 - 文法篇は全く同一

後編 ― 男女の別なく共用 (後述)

『国語四』 — 国文篇・文法篇は全く同一

つまり,前編において半分弱の異なり教材が見られるだけで,その点を除くと,この暫定中等国語教科書の場合,

男子用(中学校用)_山=女子用(高等女学校用)_は+漢文篇 という図式が成立するように思われる。

○女子用(高等女学校用)(2)〔後〕について

ここで、暫定中等国語教科書発行一覧表(98~99ページ)において、女子用は〔後〕を未

刊の扱いにしたその経緯と考察とを加えておく。

まず、この件に関する最初の課題として、一体「未見」なのか、「未刊」なのかという問題を確認しておく必要があるであろう。この点に関しては、①筆者自身もこの教科書番号[12]の〔後〕の教科書を求め続けてきたが、今日に至るまでそれを確認できていないこと、② CIE の資料によれば、JAPANESE READER(kokugo)Gilrs の1-(3), 2-(3), 3-(3)が、すべて NOT PRINTED FOR GIRLS となっており、それぞれ Same material as Boys VOL. I,同 VOL. II,同 VOL III と記されていること、(125) それに、③この当時、編纂担当官であった石森延男氏も、「中等国語女子用、"後"は未刊と思います。暫定本を作る余裕が、定本を作る為になかった為です。」(126) と述べていること、以上の三点から判断して、結局、「未見」ではなくて「未刊」だと考えるものである。

次に、それでは、高等女学校では、この〔後〕を用いる時期(三学期)に、使用すべき教科書は無かったのか、それとも男子用(1)〔後〕を代用したのかという問題が出てくる。この点に関しては、当時、愛媛県立松山城北高等女学校二年竹組の生徒であった山崎美幸さんの使用した教科書が、今日保存されている $({}_{\rm L}{}^{7})$ が、それがまさしく『中等国語 二』 $({}_{\rm L}{}^{1})$ 〔後〕であるとともに、その時の指導者である野地潤家先生の実践報告 $({}_{\rm L}{}^{8})$ の中にもその跡を見いだすことができている。つまり、以上のことから、当時、高等女学校で、 $({}_{\rm L}{}^{1})$ 〔後〕(男子用)の教科書が、実際に使用されていたことがわかるのである。

すると、再び原点に返って、(11) [後] の教科書を、果たして男子用と断定して良いのだろうかという根本的な問題が頭をもたげてくる。そこで(11) [後] 所収の教材を、前期教科書(『中等国文』) と比較してみると、これが、男子用・女子用の双方から、ほぼ二分する形で採択されていることがわかる。この事実は、前編あるいは中編が、共通教材を別にすれば、男子用は男子用から、女子用は女子用からそれぞれ個別に教材を継続させたのとはいわば対照的で、この点、整合性を欠くことになる。つまり、以上のようなことから、この(11) [後] の教科書が、かつての男子用・女子用教科書からそれぞれほぼ等量の教材を採用したということは、これが、男子用・女子用の双方に共用されることを意味していたのではないかというのが、筆者の結論となるのである。

では、なぜ後編だけが、男女共用となったのか。 — この点について、筆者は、次の二つの観点から、その根拠を推論することができるように思う。

一つには、やはり日程の問題が挙げられるであろう。というのは、後編が刊行されたのは 8月であり、そのころはすでに1947年度使用教科書の編纂作業の方がきわめてハードな日程 になっていたと考えられるからである。つまり暫定教科書には、もはやあまり精力を費やす ことができなくなって、できるだけ早く切り上げようとした、そのための便宜的な方法とし て、一冊で共用できるものを作成したという推論である。

二つには、当時進められつつあった男女共学の動きとの関連が考えられよう。文部省は、早く1945年12月、女子教育改革案を提示し、この中で、「女学校の教育課程、教科書の水準を、男子中等学校のそれと同等にすること」と述べている。また、戦後教育の基盤となる「教育基本法」(1947年3月31日)においては、その第5条に、「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。」と、「男女共学」が明確にうたわれている。こうした教育界の動きを背景としながら、この後編の教科書を、男女共学に一歩先んじたものとして編纂したとも考えられるのである。

以上のように、暫定『中等国語』のそれぞれの〔後〕は、教科書番号[1]とはあるものの、それは、決して「男子用」としてのみとらえるのではなく、「男女共用」のものとして解さねばならなかったのである。つまり、教科書番号[1]の〔後〕は、形式的には未刊であったけれども、実質的には、教科書番号[1]の〔後〕を大きく支えていたのである。したがって、この[1]は、[1][12]を含む[11]と理解すべきなのであった。(その点はすでに前例があり、たとえば『中等文法』は、教科書番号[2]]だけが存在し、[2]のものは発行されていない。)そこが、同じく国文篇でありながら、[1]と[2]とをともに持った前編とは、性格を異にするところであった。

3. 前期教科書との関連

暫定中等国語教科書と前期(戦前)教科書(『中等国文』等)との関連を、それぞれ、次のように図示できる(数字は教材数)。

①男子用	②女子用
□第一学年	□第一学年
『中等国文 一 】(1) 5 『中等国文 二 】(1) 1 } ⇔『中等国語 一 】(1)〔前〕6 (国文篇)	「中等国文 一 」(t2) 6 ⇒「中等国語 一 」(t2)〔前〕6 (国文篇)
『中等文法 一 】 (21) 14 漢文新教材 13 → 『中等国語 一 】 (11) 〔中〕 28 (文法篇・漢文篇) (注9)	『中等文法 一 』 (2) 14
『中等国文 一 】(1) 1 『中等国文 二 】(1) 5 『中等国文 二 】(1) 5 『中等国文 二 】(1) 5 《以上版版2 2 新 教 材 2	
□第二学年	□第二学年
「中等国文 三 」(1) 2 「中等国文 四 」(1) 6) ⇒ 「中等国語 二 」(1) 〔前〕 8 (国文篇)	「中等国文 三 」(t2) 5 「中等国文 四 」(t2) 3
『中等文法 - 』 (21) 3 『中等文法 二 』 (21) 9 『中等漢文 二 』 (31) 4 ○ 『中等国語 二 』 (11) 〔中〕 17 (文法篇・漢文篇)	「中等文法 — 」 (21) 3 「中等文法 二 」 (21) 9
『中等国文 三 』 (12) 1 『中等国文 四 』 (12) 1 新 教 材 8	
□第三学年	□第三学年
『中等国文 五 』(t)(6 □ 『中等国語 三 』(t)(前〕(6 (国文篇)	『中等国文 五 』(ta) 6 ⇔『中等国語 三 』(ta)〔前〕 6 (国文篇)
『中等文法 二 』 5 『中等漢文 三 』 4	「中等文法 二 』(21) 5
『中等国文 五 』(1) 4 『中等国文 五 』(2) 5 《以上重報4) 新 教 材 5	
□第四学年	□第四学年
「国文 六 」男子用 4 「国文 六 」女子用 6	「国文 六 」男子用 4 「国文 六 」女子用 6
新 教 材 2	(以上重版4) 新 教 材 2 『中等文法 三 』 21) 4 □ 「 中等文法 三 』 21) 4

これを学年ごとに整理すると、暫定中等国語教科書と前期教科書との関係は、およそ次のようになっていることがわかる。

曰『中等国語 一 』

『中等国文 一』, 『中等国文 二』, 『中等文法 一』,

□『中等国語 二 』

『中等国文 三』, 『中等国文 四』, 『中等文法 二』, (『中等漢文 二』)

目『中等国語 三』

『中等国文 五』, 『中等文法 二』, (『中等漢文 三』)

四「国語四」

『国文 六』, 『中等文法 三』, (『漢文 四』)

こうして見ると、暫定中等国語教科書は、それぞれ、前期の同じ学年の教科書を中心にして編纂されたことがわかる。そして、この作業は、どの教材を残し、どの教材を落とすかということが中心となり、どの教材を発掘するかという面の仕事は、ごくわずかであった。その傾向を、文法篇と漢文篇とに、ことに顕著に伺うことができる。たとえば、文法篇は、用例をいくぶんか入れ替えた程度で、全体の枠組にはまったく変化がなかったし、漢文篇も一年生の場合を除けば、すべて前期教科書の中から、いくつかの教材をほぼそのままの形で引き継いだものであった。(#10)

4. 新教材

(新教材といえば、『中等国語 — 』(11) [中] 所収の漢文教材もすべてそうであるが、ここでは、国文篇を中心に検討を加えることにする。)

『中等国語 一』から『国語 四』までにおいて、前期の『中等国文』等に見られなかった数材は、17教材である。これは、国文篇68教材中 $_{(E11)}$ 、25パーセントにあたる。しかし、これらの中には、『中等国文』には見られなくても、それより以前の教科書に、すでに教材として採択されたことのある作品が10教材 $_{(E12)}$ もあり、それらを除いた 7 教材が、実質的には、この暫定教科書における初出の教材(新教材)ということになる。そして、その国文篇全体に占める比率は、10.3パーセント(約1割)にあたる。次に掲げる 7 教材が、暫定中等国語教科書における新教材である。

①山本 勇造	私設大使	『中等国語 一 』〔後〕
②川合芳三郎	水の美	『中等国語 二 』〔後〕
③笹沢 美明	光	『中等国語 二 』〔後〕
④岸田日出刀	窓	『中等国語 二 』〔後〕
⑤郡山 幸男	ジョン=ワナメーカー	『中等国語 二 』〔後〕
⑥中谷宇吉郎	雪の研究	『中等国語 三 』〔後〕
⑦世 阿 弥	年来稽古	『国語 四』

これらの新教材は、世阿弥の「年来稽古」(注13)(『花伝書』より)を除いて、いずれも後編に属しており、しかも『二』〔後〕の教科書に集中している。これは、暫定中等国語教科書における新教材の一つの特徴である。国民学校用の初等科国語教科書も、新教材は、後期用に集中していた。しかもその大半の教材(39教材中31教材、約80パーセント)は、1947年度使用の新教科書に着実に引き継がれていった。ところが、この暫定中等国語教科書におけ

る新教材は、新教科書にわずか一例「年来稽古」(それも『中等国語』ではなく、『高等国語』に)しか引き継がれていかなかった(106ページ参照)。この点は少し驚きであるが、別の見方をすれば、こうした点からも、暫定中等国語教科書では、暫定はあくまで暫定として、戦前のものを削除・修正する形で切り抜けようとしたことが伺える。そして、新編纂の教科書は、これとは別個に考えようとしたのではないかと推定される。となれば、この点は、国民学校用国語教科書のいき方とは大きく異なるところであった。

以上に見てきたように、暫定中等国語教科書は、敗戦直後の大混乱にもかかわらず、ともかく、関係者の努力によって、第三学年用までを国定教科書として、また第四学年用を検定教科書として、それぞれ男子用・女子用に分けて編纂・発行され、中学校・高等女学校の国語科授業のために供された。

国民学校用の教科書が、その後期用において、戦後的(民主的)色彩を色濃く見せて、その意味では、戦前 (1945) と戦後 (1947) とを着実に結んだのに対して、この中等学校用の国語教科書の方は、いわば戦前への決別をこめて、その終止符を打ったものとしてとらえることができるように思う。

おわりに

暫定中等国語教科書に関する検討は、今日に至るまで、ほとんどなされてきていない。というのも、資料の散逸がはなはだしく、これまで、その全体を通覧するのが、きわめて難しかったからである。今回、筆者が、目次を詳しく掲げたのも、また女子用後編の未刊について執拗に分析を試みたのも、すべてその点に深くかかわっている。何よりも、暫定中等国語教科書の実態を明らかにすることを心がけて取り組んできたものである。本報告が、近代中等国語教科書史研究の一資料になればとの思い、切である。

なお、資料の閲覧などにあったっては、国立教育研究所附属教育図書館、北海道教育大学 附属図書館、ならびに野地潤家先生、石森延男先生に種々ご便宜を賜わった。記して深い感 謝を申しあげる。

さらに、本研究には、昭和59年度文部省科学研究費補助金(研究課題「暫定期中等国語教科書の実態調査およびその意義・特色に関する研究」)が交付された。この恩恵に、重ねてお礼申しあげる。

(1985 · 10 · 10稿)

[注]

- (1) 拙稿「暫定国語教科書(昭21)の研究 『ヨミカタ』・『よみかた』・『初等科国語』について 」, 「愛媛大学教育学部紀要 第 I 部 教育科学」第30巻所収,昭59・2・28
- (2) これらの文部省著作の国定教科書とは別に、検定教科書として、『国文 六 中等学校男子用』、『国文 六 中等学校女子用』、『漢文 四』(いずれも中等学校教科書株式会社著)が、編纂・発行された。
- (3) 「国民学校初等科用ヲ除キ,学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月ニ至ル間,原則トシテ之ヲ停止スル」ことになった。

- (4) John H. Wunderlich, "The Japanese Textbook Problem and Solution" (Ed. D. dissertation, Stanford University, 1952.7)
- (5) GHQ / SCAP Records, Box no.5156, Textbooks Production.(国立国会図書館蔵)
- (6) 筆者あて、1984・6・25付書簡。
- (7) 野地潤家先生所蔵。
- (8) 『国語教育個体史研究 Ⅱ. 国語教育個体史主体篇一』(昭29·3·20, 白鳥社刊)

本書は、暫定中等国語教科書が、実際の授業の中で、どのように使用されたかということを知る上で、まことに得がたい、貴重な資料である。1946 (昭21) 年9月に着任された野地潤家先生は、『中等国語 二』 (12) [前] の教科書から、その取り扱いを始めていられる。その間の経緯を、次のように述べられている。

使用した教科書は、昭和二十一年三月三十日、文部省から出された「中等国語 二 」の「国文篇」であった。いわゆる暫定本で、目録は、

```
      1 豊の年〈万葉集の歌八首〉
      5 左の手〈富士谷御杖〉

      2 心の小径〈金田一京助作〉
      6 高名の木のぼり〈徒然草〉

      3 舟 路〈島崎藤村作〉
      7 勤子内親王と和名抄〈新村出〉

      4 涼 風
      8 樹氷の世界〈中谷宇吉郎〉

      十八樓記〈芭 蕉〉
```

子 宝〈一 茶〉

となっていて、わずかに十四頁、今、わたくしの手もとには、ぼろぼろになった教科書が、わずかにその俤をとどめている。日本の国語教育の歴史の中で、この時ほど、教科書が貧弱であったことは、あるいは前後にないのではなかろうか。

ともあれ、このうち、一と二とは、前任者の小倉先生がすませておられた。したがって、わたくしは、三「舟路」から授業を進めることになったのである。

(同上書, 54~55ページ)

また、その時の実践を、時間を追って見ていくと、次のようになっている。(日時は必ずしも開始日を示してはいない。)

```
1946. 9 · 13金
             舟路
                         (『中等国語 二 』(前) 〈12〉 国文篇 3 )
(昭21) 9 · 16(月)
                         (『中等国語 二 』[前]〈12〉国文篇4)
             十八樓記
    9 · 30(月)
                         (『中等国語 二 』〔前〕(12)国文篇4)
             子宝(了)
                         (『中等国語 二 』〔前〕(12)国文篇5)
    10 · 11金
             左の手(7)
             短歌と俳句(自主教材)
    10 · 15(火)
    10・25金
             高名の木のぼり(ア)(『中等国語 二 』〔前〕〈12〉国文篇6)
    10 · 28(月)
             中間考香
    11 · 5 (火)
             標語作法(自主教材)
    12 · 6金
             勤子内親王と和名抄(7)(『中等国語 二 」〔前〕(12) 国文篇7)
    12 · 11(水)
             期末考查
             落葉松〈白秋〉(自主教材)(7)
    12・13(金)
    12 · 14(土)
             短歌
             作文(2) 自由題
    12 · 18(水)
             作文(3)
    冬休み課題
1947. 1 · 13(月)
              (文法学習(『中等国語 - 』[中](11)文法篇1~2)
(昭22)
    (7時間)
              文法学習 その2(『中等国語 - 』(中)(11)文法篇
    1 ・27(月)
              (3 \sim 14)
                        (『中等国語 二 』〔前〕(12)国文篇8)
             樹氷の世界
    1 · 17金
             禁庭の野分
                        (『中等国語 二 』 〔後〕 (11) 国文篇1)
    2 · 4(火)
             興国の樅
                        (『中等国語 二 』〔後〕(11)国文篇2)
       前後
                        (『中等国語 二 』〔後〕(11) 国文篇3)
    2 · 18(火)
             水の美に入る
    2 · 22(土)
                        (『中等国語 二 』 〔後〕 (11) 国文篇4)
            文章雑話(7)
```

吉 田 裕 久

(『中等国語 二 』〔後〕(11) 国文篇5) 2 · 24(月) 光 2 · 28金 安井夫人 (『中等国語 二 』〔後〕(11) 国文篇9) 3 · 3(月) 期末考查 3 · 6 休 (『中等国語 二 』〔後〕(11) 国文篇6) ジョン=ワナメーカー(『中等国語 二 』[後](11)国文篇7) 3 · 8(出) 3 · 10(月) 百済観音の思ひ出(『中等国語 二 』〔後〕(11) 国文篇8) ~12(水) 3 · 13休 由良の思ひ出 薄田泣菫(自主教材) ―― ークラスのみ作 文(4) 3 · 14金 学びの道 (『中等国語 二 | 〔後〕(11) 国文篇10)

以上の実践を、各学期と使用教科書を中心にして整理すると、次のようになっている。

1946年度 2 学期 —— 『中等国語 二 』〔前〕〈12〉 国文篇 3 ~ 7

自主教材

3 学期 ── 『中等国語 二 』〔前〕〈12〉 国文篇 8

『中等国語 - 』〔中〕〈11〉 文法篇1~14

『中等国語 二 』〔後〕〈11〉 国文篇1~10

自主教材

- (9) 文法篇については、『中等文法 一』の12. 動詞の活用口が、暫定『中等国語 一』〔中〕では、12. 口語動詞の活用口、13. 口語動詞の活用口と二分されたため、課数としては、一つふえたことになる。内容的には、変化はない。
- (0) とはいえ、国文篇を通覧すると、代表的な古典教材は、ほぼ網羅していることに気づく。 古事記、万葉集・古今和歌集・新古今和歌集、枕草子・徒然草、大鏡・増鏡、平家物語・源氏物語、十六夜日記・更級日記、花伝書、催馬楽、梁塵秘抄、奥の細道、芭蕉、蕪村、一茶の俳句と、基本的な古典は、ほとんど収載されている。こうして、中等国語教科書では、時代の変化にかかわらず、採択される教材がある程度決まっているということも、暫定中等国語教科書の編纂・発行を迅速にさせた一つの要因であろう。
- (11) 男子用・女子用に共通して見られる教材は、二つに数えないで、一つで計算している。すなわち、延べ 教材数ではなく、異なり教材の数である。
- (13) 前期教科書『中等国文』等には掲載されていないが、それ以前の教科書に登場している教材は、次の10 教材である。「言葉の遺ひ方」(玉井幸助) ――『中等国語 ― 』〔後〕(ロ)、「興国の樅」(内村鑑三)、「文 章雑話」(島崎春樹)、「安井夫人」(森鷗外)、「学びの道」(本居宜長) ――以上、『中等国語 二 』〔後〕 (ロ)、「千曲川旅情の歌」(島崎春樹)、「みかん」(芥川龍之介)、「心と言葉」(和辻哲郎)、「オリンピック 大会」(山川建)、「国文学の伝統」(芳賀矢一) ――以上、『中等国語 三 』〔後〕(ロ)
- (13) この「年来稽古」を新教材として含めるかどうかについて迷いのあることは、すでに106ページの〈注 4 〉で述べた。いまは、この考え方に従う。